貨物自動車（馬匹輸送専用車の輸送）運送事業運賃料金

関東運輸局届出運賃　　（　令和8年10月9日　実施）

■車扱距離制運賃率

（単位：円）

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
kmまで		kmまで		kmまで		kmまで	
10	20,650	110	64,430	210	107,140	320	156,830
20	25,710	120	68,660	220	111,820	340	164,320
30	30,780	130	72,880	230	116,510	360	171,810
40	35,850	140	77,100	240	121,200	380	179,300
50	40,910	150	81,330	250	125,900	400	186,800
60	45,980	160	85,560	260	130,580	420	194,290
70	49,540	170	89,780	270	135,270	440	201,790
80	53,090	180	94,000	280	139,960	460	209,270
90	56,660	190	98,230	290	144,640	480	216,770
100	60,210	200	102,450	300	149,330	500	224,260
						※以後20㎞増すごとに	8,560

■車扱時間制運賃率

（単位：円）

種　別			金　額
基礎額	8時間制	基礎走行キロ　80キロ	107,490
	4時間制	基礎走行キロ　40キロ	64,500
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10キロまでを増すごとに		830
	基礎作業時間を超える場合は、2時間までを増すごとに		25,210
	（4時間制の場合であって午前から午後に亘る場合は、		
	正午から起算した時間により加算額を計算する。）		

■ 適用方

【 車扱距離制運賃料金適用方 】

（適用範囲）

⑴この運賃料金は、行先別運賃の適用を受けない馬匹を運送するばあいであって、その計算を距離制でおこなうことに荷主と合意した場合に適用する。

（運賃計算の方法）

⑵距離制運賃は、１車両の金額であり、運賃率表に掲げてある距離に応じて定められた金額（基準運賃という。以下この項で同じ）を基礎として、運賃料金を計算する。

⑶所定の割増率又は割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じて得た額を基準運賃に加減したうえで、運賃料金を計算する。

（運賃計算の特例）

⑷積載頭数が2頭以下の場合は、10％以内の割引率を適用することができる。

（キロ程の計算）

⑸運賃率表に掲げている距離（キロ程）は、業務の出発地から到着地までの走行距離（荷主と合意した場合は、当社の営業所を出発地又は到着地とすることがある。）とする。なお、輸送経路については、荷主の累積が特にある場合を除き、一般的・社会的に認められる経路のうちで最短となるものににより計算する。ただし、自動車航走船を利用して馬匹を運送する区間は、実走行距離に含めないものとする。

（車両留置料）

⑹自動車航走船を利用する場合又は予定された輸送計画により車両が出発地若しくは到着地において30分を超えて留置される場合は、その時間数に応じ所定の車両留置料を収受する。

（深夜・早朝割増）

⑺深夜又は早朝（午後10時から午前5時まで）の時間に行われる運送については、その区間に関し所定の深夜・早朝割増額を加算する。

⑻１契約で同一の車両によって往復運送（片道がそれぞれ100キロメートル以上の運送に限る。）を行う場合には、往路及び復路の運賃料金について、それぞれ20％以内の割引率を適用することができる。

（実費負担）

⑼距離制運賃においては、その輸送経路に従い、自動車航走船の利用料（付添者等の利用料を含む。）、有料道路利用料その他のその運送業務に要する費用は、荷主の実費負担とし、これを収受する。

燃料等の請求は、調達価格に応じ、別に定める燃料サーチャージにより収受することがある。　　計算式：走行距離÷燃費×算出上の燃料価格上昇額（円/ℓ）

（調整額）

⑽距離制運賃の適用において、上記⑸のキロ程の計算に含まれない部分のうち当社の営業所から出発地又は到着地までの走行区間に関して、調整額を収受することがある。この場合の金額は、走行距離に応じ１キロごとに500円以下で荷主と合意した単価で計算する。

（請求額の端数処理）

⑾運賃料金の請求額（消費税及び実費負担分を除く、以下同じ）に端数が生じた場合は、その請求額が10,000円未満のときは、100円未満の端数を100円に、10,000円以上のときは、500円未満の端数は500円に、500円以上1,000円未満の端数は1,000円に、切上げる。

（消費税及び地方消費税の加算方法）

⑿運賃料金については、その総額につき所定の消費税等を加算して、これを収受する。

（その他）

⒀この運賃料金の適用に関し、本適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲内で当事者間の取決め又は慣習によるものとする。

【 車扱時間制運賃料金適用方 】

（適用範囲）

⑴この運賃料金は、行先別運賃及び距離制運賃を適用しない馬匹の輸送又は料金の計算を時間制で行うことに荷主と合意した場合（輸送距離に比して著しく待機時間が長い運送業務等の場合）に適用する。

（運賃計算の方法）

⑵時間制運賃は、１車両の金額であり、運賃率表に掲げてある２種類の時間数（8時間又は4時間）で定められた金額（基準金額という。以下この項で同じ）を基礎として、運賃料金を計算する。

⑶所定の加算額又は割増率が適用される場合は、基準運賃に加算した額又はそれぞれの率を乗じて得た額について、運賃料金を計算する。

（時間数の計算）

⑷運賃率表に掲げている時間は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときから当該作業が終了するまでの時間とする。ただし、走行キロについては、指定した場所に到着してから当社に帰着するまでのキロ程とする。

また荷役・待機費用は原則として別料金であるが、馬匹輸送の特殊性を考慮し、あらかじめこれらのコストを含んだ運賃設定としている。

（車扱距離制運賃料金適用方の準用）

⑸車扱距離制運賃料金の適用方のうち、次の事項は、これを準用する。

（深夜早朝割増）

（実費負担）

※時間制運賃の燃料サーチャージを請求する場合は、以下の計算式による。

計算式：平均走行距離÷燃費×算出上の燃料価格上昇額 （円/ℓ）

（請求額の端数処理）

（消費税及び地方消費税の加算方法）

（その他）

■ 計算の順序

⑴　運賃率表による計算

⑵　割増率及び割引率の適用計算

⑶　運賃及び料金の端数処理

⑷　諸料金（端数処理を含む）及び実費の計算

■ 諸料金及び運賃割増率

⑴車両留置料　　（単位：円）

時　　間	金　額
30分までごとに	6,310

⑵深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した区間	3割

■ 消費税及び地方消費税の加算方法

運賃及び料金の総額に消費税法に基づく税率を乗じた額。